いじめ防止対策推進法に定める組織

◎は必置

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。（第 14 条①）
	教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。（第 14 条③） ※ 「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※ 「附属機関」が担当する職務は、地域基本方針の内容に応じ、条例で定める。 ※ 教育委員会の附属機関であるため、公立学校を対象とする。
学校	いじめ防止等の対策のための組織（◎）	学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（第 22 条）
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織（◎）	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。（第 28 条①） ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
	附属機関 公立：地方公共団体の長 私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長（私立学校の場合は都道府県知事）は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。（第 30 条②，第 31 条②） ※ 「附属機関」は地方自治法により、条例設置、構成員は非常勤。 ※ 「附属機関」設置以外による調査（地方公共団体内の常設の行政部局が第三者等の意見を求めながら調査を実施することや、地方公共団体が独自に設置している監査組織等を活用することなど）も考えられる。

いじめ防止対策推進法に定める組織と重大事態発生への対応フロー図

重大事態発生

≪学校の対応≫

1　下田市教育委員会に報告。

2　重大事態に係る調査を行うため、学校いじめ対策組織を母体とした組織を設置。事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

≪教育委員会の対応≫

1　学校に対し、必要な指導及び支援。

2　学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合にはいじめ問題対策専門委員会を設置し調査。

市立学校

関係児童生徒及び保護者

市議会

① 重大事態発生の報告

⑤ 調査結果の報告

再調査結果の報告

30 条②の調査結果報告

再調査結果の報告

教育委員会

② 重大事態発生の報告

⑥ 調査結果の報告

市　　長

市長が必要と認めた場合は再調査を行うことができる

連携

③ 調査の要請

④ 調査結果の報告

再調査の要請

再調査結果の報告

※重大事態発生時の流れ　①～⑥

再調査は点線矢印

下田市いじめ問題対策連絡協議会（14 条①）

・いじめの防止等の関係機関等の連携推進のため、必要事項を協議する。

・いじめの防止等の関係機関等の連絡調整

・いじめの防止等の関する情報交換

下田市いじめ問題対策専門委員会

（14 条③　教育委員会の附属機関、28 条①　調査組織）

・いじめの防止等の事項調査及び審議

・いじめの防止等のための指導、助言及び支援

・重大事態に係る調査

下田市いじめ問題調査委員会

（30 条②　附属機関）

・28 条①の調査結果について再調査する。